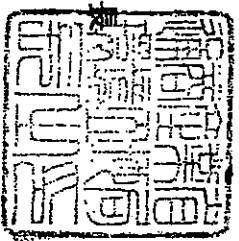


通商産業省

平成 12.11.13 立局第 1 号
平成 12 年 12 月 5 日

北海道知事 殿

通商産業省環境立地局長



火薬類取締法第 24 条 (輸入) に係る解釈について

火薬類取締法 (以下「法」という。) 第 24 条並びに同法施行規則 (以下「規則」という。) 第 46 条及び第 47 条の規定による輸入の許可及び輸入届出に係る解釈については、下記のとおりとしますので、参考までに通知します。
各都道府県におかれましては、下記の解釈を参考として適切な法の運用を行い、保安の確保に遺漏なきようお願い致します。

記

1. 法第 24 条に規定する輸入許可の有効期間については、安全性の確認を前提に、将来の陸揚げ予定日 (例えば、申請日の半年後。) を含む一定の期間 (例えば、陸揚げ予定日の前後 1 ヶ月。) を有効期間として設定することが可能であると解する。
なお、この場合において、複数の陸揚げに係る許可の有効期間が重複して設定される可能性があるが、法第 24 条第 2 項に規定する「公共の安全の維持に支障を及ぼす虞がある」と認めるときとは、次の場合を含むものと解する。
・ 複数の陸揚げに係る許可の有効期間が重複して設定されている場合において、当該複数の陸揚げが同時に行われると輸入者の火薬庫等に貯蔵可能な数量の範囲を超えるおそれがあるとき。
2. 規則第 46 条に規定する輸入許可申請書については、複数の陸揚げに係る申請を一つにまとめて記載し、提出することが可能であると解する。
この場合において、法第 24 条第 2 項に規定する「公共の安全の維持に支障を及ぼす虞がある」と認めるときとは、次の場合を含むものと解する。
 - ① 陸揚げごとの記載事項 (火薬の種類及び数量、輸入の目的、輸入先、製造所名及びその年月日、陸揚げ予定期日、輸入港名、貯蔵又は保管場所) が申請書に記載されていないとき
 - ② 過去において、当該申請者により輸入が行われた実績のない商品であるとき
 - ③ 最後の陸揚げに係る輸入許可の有効期間の満了日が申請日から 1 年を超えるときなお、この場合であっても規則第 47 条に規定する火薬類輸入届出は、それぞれの陸揚げごとに提出する必要があると解する。